

家内労働者
委託者の皆さん！

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業 最低工賃額が改正されました

令和6年4月24日発効

1 適用する 家内労働者

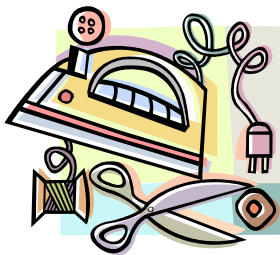
秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまよめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまよめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表に掲げる品目、
工程及び規格の区分
に応じ、金額欄に掲げ
る金額



品 目	工 程	規 格	金 額	
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が 3 cm間隔に 7 針以上	1枚 6 cmにつき	1 8 円
	逆まつり	針目が 3 cm間隔に 7 針以上	1枚 12 cmにつき	1 8 円
	端まつり	針目が 3 cm間隔に 7 針以上	1枚 6 cmにつき	1 8 円
	千鳥まつり	針目が 4 cm間隔に 5 針以上	1枚 4 cmにつき	1 2 円
	星入れ	針目が 7 cm間隔に 10 針以上	1枚 12 cmにつき	1 8 円
	ボタン付け	根巻き付き力ボタン	1個につき	2 0 円
		根巻き付き	1個につき	1 5 円
		根巻き無し	1個につき	1 5 円
	ループ止め	2 cm以上 4 cm以下	1か所につき	1 2 円
	×印しつけ	3 cm以上 4 cm以下	1か所につき	9 円
	糸くず取り	上衣	1枚につき	3 6 円
		ズボン	1本につき	1 6 円
かんぬき止め	ズボン 8 か所	1本につき	3 6 円	
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が 3 cm間隔に 7 針以上	1枚 6 cmにつき	1 8 円
	千鳥まつり	針目が 4 cm間隔に 5 針以上	1枚 4 cmにつき	1 2 円
	星入れ	針目が 7 cm間隔に 10 針以上	1枚 12 cmにつき	1 8 円
	ボタン付け	根巻き付き力ボタン	1個につき	2 0 円
		根巻き付き	1個につき	1 5 円
		根巻き無し	1個につき	1 5 円
	かぎホック付け	花芯	1組につき	2 6 円
	スナップ付け	花芯	1組につき	3 0 円
	糸ループ付け	3 cm以上 4 cm以下	1か所につき	1 2 円
	×印しつけ	3 cm以上 4 cm以下	1か所につき	9 円
	糸くず取り	上衣	1枚につき	3 2 円
		スカート	1枚につき	2 2 円
肩パット付け		1組につき	3 1 円	
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		1個につき	9 円
	かぎホック付け	花芯	1組につき	2 6 円
	スナップ付け	花芯	1組につき	3 1 円
	糸ループ付け	2 cm以上 3 cm以下	1か所につき	9 円
	糸くず取り		1枚につき	2 4 円

※金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1 cm単位で換算した金額とし、1 cm未満の長さは切り上げるものとする。

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

1. 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
2. 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などそのつど記入しなければなりません。

※ 危害防止のため、委託者は「作業心得」などの書面を交付し、家内労働者は交付された書面を見やすい場所へ掲示するなどの措置を講じなければなりません。

詳しくは、秋田労働局賃金室（TEL018-883-4266）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

●秋田労働基準監督署 TEL018-865-3671 ●能代労働基準監督署 TEL0185-52-6151 ●大館労働基準監督署 TEL0186-42-4033
●横手労働基準監督署 TEL0182-32-3111 ●大曲労働基準監督署 TEL0187-63-5151 ●本荘労働基準監督署 TEL0184-22-4124

